

和光市建設工事成績評定会議事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、和光市工事成績評定会議（以下「工事成績評定会議」という。）の事務処理に必要な事項を定め、会議の円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(会議の開催手続き)

第2条 工事主管課長は、請負者から当該工事の評定結果について説明を求められた場合は、様式第1号をもって工事成績評定会議の開催を工事成績評定会議会長（以下「会長」という。）に依頼するものとする。

2 会長は、前項の依頼があったときは、様式第2号により、すみやかに工事成績評定会議の招集を行うものとする。

3 会長は、工事成績評定会議設置要綱第5条第2項に基づく関係職員の出席を求めるときには、様式第3号及び様式第4号により行うものとする。

(会議の進行)

第3条 会長は、説明を求められた当該工事成績の評定結果について関係職員等に説明を求め、審議を行うものとする。

(審議結果)

第4条 会長は、審議結果について様式第5号により工事主管課長に通知するものとする。

2 工事主管課長は、前項の審議結果の通知を受けたときには、すみやかに工事成績評定結果通知公表要領第6条第1項の（様式第3号）により、請負者に回答するものとする。なお、この場合所管部長の決裁を受けるものとする。ただし、工事成績評定の結果について修正がある場合は、同要領第7条に基づき市長へ報告後、請負者に回答するものとする。

3 前項ただし書きにより工事成績評定結果に修正を行ったときは、同要領第8条に基づき公表を行うとともにその写しを主席検査員あて送付するものとする。

(会議録等の作成)

第5条 工事成績評定会議の会議録の作成は、工事主管課(所)が作成し保管する。

2 工事成績評定会議の開催日の調整、通知文書の作成は、工事主管課が行う。

3 前条第1項の審議結果のとりまとめは、工事主管課が主席検査員と共同して行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月16日から施行する。

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

